

答 申 情 第 1 7 9 号
令 和 6 年 8 月 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月11日付け保健健第309号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

受動喫煙防止対策に係る通報対応報告等の公文書一部公開決定事案(諮問情第286号)

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年5月12日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「健康長寿企画課が保有する令和4年度「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」運営及び通報対応業務の報告書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「通報対応報告（令和4年度分）」、「監視業務報告（令和4年度分）」、「問合せ一覧（令和4年度分）」及び「喫煙可能室設置施設届出書一覧（令和4年度分）」を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年6月9日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第3号及び第6号に該当
通報対応報告（令和4年度分）

- 「担当者」欄のうち、法人担当者氏名については、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。
- 「通報者施設名称（上段）、通報者氏名（下段）」欄及び「通報者電話番号もしくは通報者メールアドレス」欄のうち、個人が識別できる情報が記載されている欄並びに「通報内容」欄については、公開することにより、通報者が通報することをためらい、受動喫煙防止対策に係る監視・指導業務における正確な事実の把握が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。
- 「施設名称」欄、「連絡先」欄（ただし官公庁・自治体またはそれが運営する学校を除く）及び「対応状況詳細」欄については、公開することにより、通報対象者から調査に対する任意の協力を得られなくなるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。
- 「京都市様からの対応指示」欄及び「期日」欄については、公開することにより、指導に対する一時的な対策を講じられるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

監視業務報告（令和4年度分）

- 「調査担当者」欄及び「応対者」欄のうち、法人担当者の氏名が記載された欄については、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。
- 「店舗名」欄、「京都市提供住所2」欄、「google 認識住所」欄及び「電話番号」欄については、特定の飲食店が違反状態にあるか否かの事実が公となっていないことから、当該情報を公開することにより、本市に対する信頼を損ね、相手方から任意の協力を得られなくなるなどに

より、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第6号に該当)。

- 「指導」欄、「指導内容」欄、「調査メモ（訪問）」欄、「調査メモ（電話）」欄及び「調査メモ（その他）」欄については、行政指導に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより、今後の行政指導業務に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

問合せ一覧（令和4年度分）

- 「担当者」欄については、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。
- 問い合わせを行った者の氏名、所属先、その他その者を特定できる情報については、一般に情報が公開されることを予定していないため、公開することにより、今後の問合せ対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。
- 内容及び回答の一部については、通報及びそれに対する指導に係る内容であり、当該内容を公開することにより、指導に対する一時的な対策を講じられるなど、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

喫煙可能室設置施設届出書一覧（令和4年度分）

- 届出者氏名及び個人の連絡先並びに管理権原者欄のうち、氏名（ただし、法人代表者氏名を除く）、住所及び連絡先並びに備考欄については、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号及び第3号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和5年9月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「通報対応報告（令和4年度分）」（以下「本件公文書1」という。）、「監視業務報告（令和4年度分）」（以下「本件公文書2」という。）及び「問合せ一覧（令和4年度分）」（以下「本件公文書3」という。）を非公開とした部分の一部の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書1～3について

本市では、受動喫煙防止対策を目的として、市民からの通報を受け、対象となる施設等への指導や、飲食店等の監視を行うことをJTB京都支店に委託している。

本件公文書1については、委託先から本市に提出を受けた市民からの通報内容及び対応経過を

記したものであり、本件公文書2は、飲食店等の監視業務を記録したものであり、本件公文書3は、市民からの問合せについて一覧表にして記したものであり、本件請求に係る文書として特定したものである。

(2) 本件公文書1について

審査請求人は、本件公文書1のうち、番号85と102のうち、非公開とした施設名称、連絡先、通報内容、京都市様からの対応指示、期日、対応状況詳細について、条例第7条第6号に該当しないと主張する。

本件公文書1には、通報対象施設名や通報対応に係る詳細な内容が記載されている。通報の対象となった法人等の名称や指導内容、相手方の反応などを公開すると、今後の調査や指導において対応に怠りになるおそれや、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性が高くなるおそれがある。

一般に、行政指導により、いかに法令違反の解消を実現させられるかについては、当然、その手法や手段の有効性の確保が重要になる。また、相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することは困難であり、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであることから、行政指導の対象となった者に関する情報を公開すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞することは否定できないことから、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

なお、審査請求人は番号85及び102が特定の施設に関する内容であり、当該施設の状況を踏まえた主張をするが、仮に審査請求人の主張する施設であったとしても、上記の理由から公開することはできない。

(3) 本件公文書2について

審査請求人の主張は、本件公文書が不鮮明であることから非公開の妥当性が判明しないと主張しているものとする。

本件公文書には、本市が指定する飲食店について、健康増進法に定める受動喫煙防止対策の措置状況の調査を行い、必要に応じて法制度の周知を行ったことが記載されている。

本件公文書の記載項目として、通し番号、店舗名、京都市提供住所1、京都市提供住所2、google認識住所、電話番号、許可年月日、日付、調査状況、深夜営業、調査担当、応対者、応対者種別、飲食店の対応、屋外灰皿設置、経営規定、客室面積、既存営業、届出の有無、書類の保存、20歳未満の立ち入り、標識の提示、専用室等区画、風速要件、屋外換気、広告宣伝、法の周知、啓発物、指導、指導内容、調査メモ（訪問）、調査メモ（電話）、調査メモ（その他）が設定されている。このうち、非公開とした項目及び理由については、以下のとおりである。

ア 「調査担当」欄及び「応対者」欄のうち、法人担当者の氏名が記載された欄については、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

イ 「店舗名」欄、「京都市提供住所2」欄、「google認識住所」欄及び「電話番号」欄については、特定の飲食店が違反状態にあるか否かの事実が公となっていないことから、当該情報を公開することにより、本市に対する信頼を損ね、相手方から任意の協力を得られなくなるなどにより、

今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

ウ 「指導」欄、「指導内容」欄、「調査メモ（訪問）」欄、「調査メモ（電話）」欄及び「調査メモ（その他）」欄については、行政指導に係る情報が具体的に記載されており、公開することにより、今後の行政指導業務に支障が生じるおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する情報であると判断し、非公開とした。

なお、審査請求人は、通常、情報公開請求において閲覧を希望し、スキャナによる読み取りをしている。A3サイズ用の紙ではスキャナによる読み取りができないため、これまでから全てA4サイズの用紙にそろえて文書を公開してきた。過去にもA3サイズの用紙で用意すべき細かなエクセルデータの資料をあえてA4サイズの用紙に縮小して公開に対応したことがあったため、本件公文書2も同様の対応を行ったものだが、配慮が不十分であったと認識している。

(4) 本件公文書3について

審査請求人は、本件公文書3の非公開部分のうち、番号24及び120の内容について、公開されている情報からすると問合せであったことや指導を要しなかったことが認められるから条例第7条第6号に該当しないと主張する。

本件公文書3のうち内容欄については条例第7条第6号に該当すると判断して非公開としたが、審査請求を受け改めて検討した結果、審査請求人が公開を求めている部分については、喫煙可能室設置の届出済の店舗名称であること、かつ通報及びそれに対する指導とまでは認められないことから同条同号の規定に該当しないと判断される情報であるため、当該部分については公開する。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書1について

カウント85及び102の施設名称、連絡先、通報内容、京都市様からの対応指示、期日、対応状況詳細の公開を求める。

条例第7条第6号に該当しない。審査請求人は、令和2年12月8日以来計6回、当該施設における健康増進法第30条第1項や同法第29条違反を通報して来たが、一向に違法が是正されないままである。令和5年9月8日も灰皿が設置されたままであった（甲第1号証）。これは、実施機関が監視・指導業務を適正に遂行しておらず、不作為のあることを意味する。したがって、本件情報を公開したところで、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。公開し、市民等を受動喫煙より保護すべきである。

4の(2)の第2段落を否認。本件情報を公開したとしても、「今後の調査や指導において対応に応じなくなるおそれや、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性が高くなるおそれがある」とはいえない。そもそも当該施設における違反状態とは、店舗のすぐ出入口（屋内）に同店でタバコを購入した者に供する喫煙場所として灰皿が2つ設置されているものであり、あまりにもあからさまに健康増進法第30条第1項

に違反している状態である（甲第1号証）。したがって違反状態の把握はいかにも容易であり、ただ同店に赴いて目を開いて現認すれば可能である。もし調査・指導前に一時的な是正対応を講じられる可能性がある、というのであれば、事前に連絡をせずに同店を訪問すればよいだけである。本件情報の公開の可否と何ら関係がない。また今後の調査において対応に応じなくなるおそれがあると主張するが、同店についての調査とは、ただ目を開いて違反状態を現認すれば足りるのであるから、調査において相手方からの対応を要するなどといったこともそもそもない。そして今後の指導において対応に応じなくなるおそれがあると主張するが、そもそも指導において対応に応じていないからこそ、同店において長期にわたり違法が継続しているのであるから、本件情報の公開の可否とは関係のない主張である。

4の(2)の第3段落を否認。本件情報の公開により、「指導が停滞することは否定できない」と主張するが、同店において長期に違法が継続していることからすると、そもそも処分庁は行政指導の手法や手段の有効性を確保できておらず、その結果として現実に指導は停滞しているのであるから、処分庁には指導の次の段階の措置（勧告、公表、命令、罰則の適用）を順次講じることが求められているのであって、相手方の任意の協力を得たり、相手方との信頼関係を構築するなどといった段階はとうに過ぎていることからすると、本件情報の公開の可否とは関係のない主張である。

令和5年5月18日付け答申情第157号（令和5年7月19日付け取消し）6(2)ア（オ）c「一般に、本件事案のような法令等の違反を発見した者が通報を行う制度においては、通報者は自らの通報内容等が公にされることを予定していないため、通報者に関する情報や通報内容を公開することで、通報者が不当な批判等を受けるおそれや通報をためらう者が生じるおそれは否定できず、その結果、法令違反の情報が収集できなくなり、当該通報制度が形骸化するなど、業務に支障が生じるおそれがあると認められる」を否認。当該施設に対する通報については、通報者は自らの通報内容等が公にされることを予定しており、今後通報者が不当な批判等を受けたとしても通報をためらうおそれは何らない。したがって、法令違反の情報が収集できなくなるおそれは何らない。

(2) 本件公文書2について

公開を求める。

公開しない理由について不知。審査請求人が本件公文書を見分したところ、字が小さ過ぎて何も分からなかった。

(3) 本件公文書3について

カウント24及び120の内容の公開を求める。

条例第7条第6号に該当しない。本件内容は通報ではなく、問合せであり、その回答に記載の通り、指導を要しなかったことからすると、本件情報を公開したとしても、今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書1～3について

受動喫煙防止対策を目的として、市民からの通報を受けて対象となる施設等への指導・飲食店等の監視業務の委託に伴い、作成されている「通報対応報告（令和4年度分）」（本件公文書1）、「監

視業務報告（令和４年度分）」（本件公文書２）、「問合せ一覧（令和４年度分）（本件公文書３）」である。

(2) 本件審査請求の争点について

本件公文書１については、処分庁が非公開とした部分のうち、カウント８５及び１０２の施設名称、連絡先、通報内容、京都市様からの対応指示、期日、対応状況詳細欄の公開を求めているものである。

本件公文書２については、審査請求人は不鮮明である旨を主張しているが、非公開とした部分についての主張はない。

本件公文書３については、処分庁が非公開とした部分のうち、カウント２４及び１２０の内容の公開を求めているが、４の(4)の第２段落のとおり、処分庁は認容していることから争いはない。

よって、当審議会においては、本件公文書１の当該非公開部分の妥当性について検討する。

(3) 本件公文書１の条例第７条第６号該当性について

ア 処分庁は、本件公文書１の非公開情報について、公開すると今後の調査や指導において対応に応じなくなるおそれや、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性が高くなるおそれがあること、また、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞することは否定できないことから、条例第７条第６号に該当する情報であると主張する。

イ 一方、審査請求人は、当該相手方は令和２年以降、健康増進法第３０条第１項に違反している状態が続いていることから、処分庁は指導の次の段階の措置（勧告、公表、命令、罰則の適用）を順次講じることが求められているのであって、相手方の任意の協力を得たり、相手方との信頼関係を構築するなどといった段階はとうに過ぎていることからすると、公開しても今後の監視・指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、また、当該相手方に対する通報者は、自らの通報内容等が公にされることを予定しており、法令違反の情報が収集できなくなるおそれもないと主張する。

ウ 条例第７条第６号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることができることを定めたものである。

エ 当審議会において、本件公文書１を見分したところ、相手方との折衝状況の詳細が記載されていることから、処分庁が非公開としている部分を公開すると処分庁に対する信頼を損ね、正確な事実の把握や法令違反の迅速な解消に支障が生じる可能性は否定できないものとする。よって、処分庁の主張は妥当であると判断する。

なお、本件公文書１の非開示部分には、法人担当者の氏名が含まれており、当該情報により特定の個人を識別することができるものであるとともに、公開することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第７条第１号及び第３号にも該当すると考える。

また、審査請求人は、当該相手方に対する通報者は審査請求人自身であるため公開を求めているが、情報公開請求においては本人が知り得ているかどうかは関係がないため、当該主張には理由がない。

(4) 本件公文書 2 が不鮮明であることについては、4 の(3)のなお書きのとおり、審査請求人に対する過去からの対応を踏まえた処分庁の配慮の結果であることは理解するものの、今後は、公開時において、審査請求人に A 4 サイズの用紙で公開すると不鮮明となる旨を伝え、公開の方法について選択肢を示す等の適切な対応に努めるよう求める。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年10月11日 諮問

11月10日 諮問庁からの弁明書の提出

令和6年 1月 9日 審査請求人から反論書の提出

6月 7日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第2回会議）

8月 2日 審議（令和6年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）